

屋外型 LED ビジョンの広告掲載募集について

要綱第 4 条第 1 項関係

画面サイズ 設置場所	大型デジタルサイネージ（共通：H3200mm×W5760mm） （１） 稲敷市役所敷地内（稲敷市犬塚） （２） ショッピングセンターパルナ敷地（稲敷市西代）
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 枠 3 0 秒 ・ 原則として 7 時～ 2 0 時（1 3 時間）の放映 ・ 1 クールは、月初めから月末の 1 カ月間 ・ 放映は 3 0 分を 1 ローテーションとすることを目安とする ・ 動画、静止画ともに音声は流れない
広告料（税込）	1 枠（3 0 分に 1 回 3 0 秒の広告を放映する）の場合 月額 2 万円 2 枠（3 0 分に 2 回 3 0 秒の広告を放映する）の場合 月額 3 万円 3 枠（3 0 分に 3 回 3 0 秒の広告を放映する）の場合 月額 4 万円
広告枠数	3 0 枠 ・ 同一の事業者等の広告が複数申し込まれた場合、最大で 3 枠までとする。
広告規格等	（基本規格） <ul style="list-style-type: none"> ・ 広告であることを明らかにするため、広告映像フレームの右上に「広告」と明記する。 ・ 広告内に広告主の所在地、連絡先を明記する。 ・ 納品された動画および画像は、容量調整を行う場合がある。 ・ コントラストの強い画面の反転表示が継続するものや、映像や光の点滅が 1 秒間に 3 回を超えるものは禁止とする。 ・ 画面の大部分の領域が切り替わるものは、切り替えの間隔を 2 秒以上とする。 ・ 文字、イラストなどの解像度については、適切な処理を行うこと。 （禁止表現） <ul style="list-style-type: none"> ・ アラートマークを模した表現。 ・ 市の実施する事業名に類似した表現。 ・ 前各号に掲げるもののほか、利用者に誤解を与え、若しくは誤解を与える恐れのある表現。
掲載期間	1 カ月単位とし、最長 1 2 カ月まで。ただし年度を超えることはできない。 広告切替日が休日にあたる場合は日数が増減することがある。

募集期間	年間を通して募集
申込方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告掲載申込書（様式1号）に掲載しようとする広告案（広告主が作成すること。また、内容によっては修正を依頼する場合がある。）を添えて、放映希望月の前月25日までに稲敷市秘書広聴課へ申し込むこと。 ・ 掲載は原則先着順となる。
入稿形式	<p>広告データの納品は、電子メール、CD-R または DVD-R とする。 （納品媒体は申請者側で用意）</p> <p>静止画</p> <ul style="list-style-type: none"> （1） 解像度 1920×1080 ピクセル （2） ファイル形式 JPEG（RGB形式）、PNG <p>動画</p> <ul style="list-style-type: none"> （1） サイズ 1280×720 ピクセル （2） ファイル形式 MP4 （3） フレームレート 30fps （4） ファイルサイズ 50MB 以内
広告内容・ 広告主の制限	<p>行政広報として公共性および品位、信頼性を損なう広告は掲載しない。</p> <p>具体的な広告内容に関する業種または、事業者等の個別の基準等は別表第1のとおりとする。また、青少年保護および健全育成、並びに消費者被害の未然防止と拡大防止の観点から適切でないもので、別表2に掲げるものは掲載しない。</p>
その他	<p>▽広告主は、以下の事由により広告の掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾し、広告掲載停止による広告料金などの返還、損害の補償等を市に請求しないこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ デジタルサイネージ機器、クラウド等の点検、修理、補修、改良などのための停止。 ・ 火災および地震、水害、落雷等の天災やその他通信回線などの事故、障害による停止。 ・ 市は、広告主が広告掲載に関して損害を生じた場合について、その原因の如何に関わらず賠償する責任を負わないものとする。 <p>▽このほか広告掲載に必要とする事項は「稲敷市広告掲載要綱」に準ずる。</p>